

中小企業あきた

- 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
における納税等の特例 1
- 2 2020年版中小企業白書・小規模企業白書のポイント 3

- 景況レポート4月分 6
- 中小企業組合等支援施策情報 8

- 話題の広場
中央会事業より 8
- アラカルト 9
- インフォメーション 10



TOPICS 1 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策 における納税等の特例

■納税猶予の特例制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降、事業収入が前年同月比20%以上減少し、納税が困難である場合には、無担保かつ延滞税なしで1年間の納税猶予が受けられます。

対象となる県税は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するほぼすべての税目(証紙徴収の方法で納めるものを除く)が対象になります。

これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。申請手続きは、令和2年6月30日又は納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請が必要です。

※申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料の提出が必要です。

■県税における猶予制度

新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、総合県税事務所・各支所にご相談ください。

- 1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合
- 2) 本人又は生計を同じにする家族が病気にかかった場合
- 3) 事業を廃止し、又は休止した場合
- 4) 事業に著しい損失を受けた場合

新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、総合県税事務所・各支所にご相談ください。

■固定資産税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長

現在、中小企業が新たに投資した設備については、自治体の定める条例に沿って、投資後3年間、固定資産税が免除されています(固定ゼロの特例)。緊急経済対策における税制上の措置として、本特例の適用対象に事業用家屋と構築物(門・塀・看板など)を追加するとともに令和3年3月末までとなっている適用期限を2年間延長されることになりました。

対象地域	全国1,646自治体(うち、1,642がゼロ(令和2年2月末時点)) ※導入促進基本計画の同意を受けた市町村
対象設備	機械装置・器具备品などの償却資産 ※旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの ↓ 事業用家屋と構築物を対象に追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの
特例措置	固定資産税(通常、評価額の1.4%)を投資後3年間ゼロ～1/2に軽減 ※軽減率は各自治体が条例で定める

■固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者の税負担を軽減するため、事業者が保有する設備や建物等の**令和3年度の固定資産税及び都市計画税**が、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2となります。

なお、令和2年度の固定資産税及び都市計画税は、特例制度(事業収入が前年同月比20%以上減少)により、1年間猶予可能となります。

[減免の対象]

- ・設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税(通常、取得額または評価額の1.4%)

- ・事業用家屋に対する都市計画税(通常、評価額の0.3%)

[減免率]

令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高の対前年同期比減少率	減免率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

労働保険料等の申告・納付期限の延長、納付猶予の特例について (秋田労働局)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限(年度更新期間)について令和2年8月31日まで延長することといたしました。

猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

猶予の要件

以下のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② ①により、一時に納付を行うことが困難であること
- ③ 申請書が提出されていること

猶予対象となる労働保険料等

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する労働保険料等が対象となります。

申請方法

- 納期限までに申請してください
 - ※ 令和2年2月1日から令和2年6月30日までの間に納期限が到来している労働保険料等については、令和2年6月30日までに申請していただければ、納期限までに申請した場合と同じ取り扱いとします。
 - 全期・第1期分については、延長後の令和2年8月31日までに申請をお願いいたします。
- 所管の都道府県労働局に「労働保険料等納付の猶予申請書(特例)」等を提出してください。(郵送又は電子申請でも受け付けております。(電子申請の場合、年度更新の申告等の添付書類として申請いただくこととなります。))

[お問い合わせ先]

秋田労働局労働保険徴収室

TEL: 018-883-4267

もしくは県内各労働基準監督署まで

厚生年金保険料等の納付猶予の特例について (日本年金機構)

猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、厚生年金保険料等の納付を**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。

対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業主の方が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付を行うことが困難であること

対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。
- 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用できます。

申請方法

- 「納税の猶予(特例)申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。(郵送で申請いただけます。)
 - ※ 申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
- 指定期限までの申請が必要です。
 - ※ 「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご注意ください。申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。
 - 猶予制度の一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

TEL: 0570-666-228(ナビダイヤル)

受付時間: 月～金曜日(祝日除く)